

食肉流通構造高度化・輸出拡大事業 実施要領の制定について

3 畜産第 2027 号
令和 4 年 4 月 1 日
農林水産省畜産局長 通知

制 定 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 2027 号

食肉流通構造高度化・輸出拡大事業については、先に食肉流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 2025 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり食肉流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な指導を願いたい。

食肉流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領

制定令和4年4月1日付け3畜産第2027号

農林水産省畜産局長通知

第1 趣 旨

食肉流通構造高度化・輸出拡大事業の実施については、食肉流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3畜産第2025号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

本事業の取組内容、事業実施主体等は、別記1に定めるとおりとする。

第3 事業実施期間

事業実施期間は、令和4年度末までとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。